

自由診療保険メディコム「ご契約のしおり・約款集」の落丁について

今般、自由診療保険メディコム「ご契約のしおり／普通保険約款および特約集」において、ページの欠落した冊子が一部に見つかりましたので、内容および対応についてご案内いたします。

対象の冊子をお持ちのお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしく願いたします。

記

1. 対象の帳票

自由診療保険メディコム「ご契約のしおり／普通保険約款および特約集（2014年4月改定）」のうち、裏表紙の左下に「**SEK-1101-2005-0015 M0002-00-27 2005 2005 74,000 (マ)**」と記載されているもの。

- ※ 1 2020年5月以降に受領されたものが対象です。
- ※ 2 大多数のものは問題ありませんが、数冊程度、落丁した冊子が混入している可能性がございます。

2. 落丁の内容

正しい内容

P.15の次がP.16（約款の目次）となっております。

④他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額の合計額が適しすぎたこととなり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 ⑤保険契約者または被保険者を受け取るべき方が、上記②～④の場合と同程度に被保険者となれる方に対する信頼を崩し、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 ⑥保険契約者または被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意をした事項に著しい変更があった場合

(注)①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する直接の通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際、被保険者であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

6 その他ご連絡いただきたい事項

次の場合、ご契約は失効または無効となります。保険契約終了（保険料請求の廃止）の手続きが必要となります（条件によっては保険料の全額または一部を返還させていただきます）ので、メディアコム「コンタクトセンター」までご連絡をお願いします。
 ・被保険者が死亡された場合（失効）
 ・保険期間満了前または待機期間中にガンと診断確定された場合（無効）

7 新法上の取扱いについて

(1) 払込みになった保険料について
 ① 払込みになったこの保険料は「生命保険料控除（介護医療用）」の対象となります。
 ② 控除の対象となる保険料は次のとおりです。
 当中年（1月から12月までに払込みなられた保険料の合計額）

年額払込保険料	控除される金額
20,000円以下	金額
20,000円を超え、40,000円以下	(年額払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超え、80,000円以下	(年額払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超え	一律40,000円

イ、住民税の生命保険料控除（介護医療用）※課税対象額から控除されます。

年額払込保険料	控除される金額
12,000円以下	金額
12,000円を超え、32,000円以下	(年額払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円を超え、56,000円以下	(年額払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円を超え	一律28,000円

※生命保険料控除（介護医療用）をお受けになるには申告が必要です。「生命保険料控除証明書（介護医療用）」を発行します。この証明書を年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除をお受けください。
 (2) お受け取りになる保険金について
 この保険で支払われる保険金には、受取人が次の場合、課税されます。
 ア、被保険者本人
 イ、被保険者の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
 ロ、被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

※生命保険料控除改正について
 2012年1月1日以降に生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約より、介護医療用保険料が新設され、「一般生命保険料控除」「介護医療用保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除種による制度に変更されました。そのため、生命保険料控除の控除種の適用対象が新旧制度で異なります。また、今後の税制改正に伴い、取扱いが変更される場合もあります。

落丁の内容

下記のとおり P.16～P.31 が欠落しています。

④他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額の合計額が適しすぎたこととなり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 ⑤保険契約者または被保険者を受け取るべき方が、上記②～④の場合と同程度に被保険者となれる方に対する信頼を崩し、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 ⑥保険契約者または被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意をした事項に著しい変更があった場合

(注)①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する直接の通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際、被保険者であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

6 その他ご連絡いただきたい事項

次の場合、ご契約は失効または無効となります。保険契約終了（保険料請求の廃止）の手続きが必要となります（条件によっては保険料の全額または一部を返還させていただきます）ので、メディアコム「コンタクトセンター」までご連絡をお願いします。
 ・被保険者が死亡された場合（失効）
 ・保険期間満了前または待機期間中にガンと診断確定された場合（無効）

7 新法上の取扱いについて

(1) 払込みになった保険料について
 ① 払込みになったこの保険料は「生命保険料控除（介護医療用）」の対象となります。
 ② 控除の対象となる保険料は次のとおりです。
 当中年（1月から12月までに払込みなられた保険料の合計額）

年額払込保険料	控除される金額
20,000円以下	金額
20,000円を超え、40,000円以下	(年額払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超え、80,000円以下	(年額払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超え	一律40,000円

ご契約のしおり最終ページ (P.15) の次が約款の途中ページ (P.32) になっています。

目次

新ガン治療費用保険普通保険約款

第1章 用語の定義事項	17	第23条 保険契約の取消	21
第1条 用語の定義	17	第24条 保険契約者による保険契約の解除	21
第2章 補償事項	18	第25条 効力を失った場合の特則	21
第2条 保険金を支払う場合	18	第26条 重大事由による解除	22
第3条 ガン入院保険金の支払—自費診療の場合—	18	第27条 被保険者による保険契約の解除請求	22
第4条 ガン入院保険金の支払—公的診療の場合—	19	第28条 保険料の返還—無効または失効の場合—	23
第5条 ガン入院保険金の支払に関する補則	19	第29条 保険料の返還—取消した場合—	23
第6条 ガン外来保険金の支払—自費診療の場合—	19	第30条 保険料の返還—解除の場合—	23
第7条 ガン外来保険金の支払—公的診療の場合—	19	第31条 ガンの診断確定を受けた場合の義務	26
第8条 ガン外来保険金の支払に関する補則	19	第32条 保険金の請求	26
第9条 ガン外来保険金の支払戻還	20	第33条 保険金の支払時期	27
第10条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額	20	第34条 当社の指定する医師が作成した	27
第11条 保険期間と支払責任の関係	20	診断書等の要求	27
第12条 保険料の払込み	20	第35条 同助	27
第13条 保険料の払込み	20	第36条 地位	27
第14条 保険料払込方法の変更	20	第37条 代理	27
第15条 第2回以後の保険料の払込猶予および	20	第38条 保険契約の更新	27
保険契約の効力	20	第39条 契約年齢の計算および契約年齢または	28
第16条 払込みの猶予期間の満了の日以前に	21	性別の別の変更	28
保険金の支払事由が生じた場合	21	第40条 保険金受取人の変更	28
第17条 保険契約の催告	21	第41条 保険契約者の変更	28
第18条 告知義務	21	第42条 保険契約者が複数の場合の取扱い	28
第19条 保険契約者の住所変更	21	第43条 訴訟の提起	28
第20条 保険契約の無効	21	第44条 準拠法	28
第21条 ガンの診断確定による無効	21	別表 対象となる悪性新生物	29
第22条 保険契約の失効	21		

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがなかったものとみなします。
 (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
第4条 (初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い)
 (1) 初回保険料払込期日当日に初回保険料の口座振替が不成功の場合、その初回保険料払込期日の翌月の提携金融機関ごと当社との定める日に、再度、指定口座から初回保険料を当社の口座に振り替えるものとします。
 (2) (1) の場合で、この保険契約の保険料の払込方法が月払のときは、振り替える保険料は、(1) の規定にかかわらず、初回保険料および第2回自賠責保険を算したものとします。
第5条 (1) の規定による初回保険料の口座振替が不能の場合には、保険期間が始まった後でも、次のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。
 ① 初回保険料納付前にガンと診断確定された場合
 ② 初回保険料納付前に保険金の支払事由が生じたこと
第6条 (解約—初回保険料不払の場合)
 (1) 当社は、前条(1)の規定による初回保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (2) (1) の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。
第6条 (費用控除)
 ① 保険料の約款に定めのない事項については、この約款の趣旨に反しない限り、この保険契約に適用される普通保険約款および他の約款の規定を準用します。

3. 団体に関する特約 (一般A)

用語	定義
集合契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集合契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1) ①から③までのいずれか的事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
特約解除日	第7条（特約の失効または解除）(2) の規定により特約が解除された日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払保険料	その保険年度の年額保険料から、既に払込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)
 この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。
 ① 保険契約者が、公益、公益、公益等の企業体（注1）に勤務し、毎月定額の企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
 ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 ア、団体（当社の）との間で「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第5号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部留保に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことと当該法令に限り、
 イ、職域労働組合等（注2）と当該法令の間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等（注2）がのべたし書に定められた団体による控除された保険料を受領することができると認められていること。
 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 ア、集金者が団体である場合は、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除し、これを当社の指定する場面に支払うこと。
 イ、集金者が職域労働組合等（注2）である場合は、団体による控除された保険料を団体から受領し、これを当社の指定する場面に支払うこと。
 (注) 法人・個人の別を問いません。
 (注2) 団体に該当する者により構成されている労働組合または共済組織をいいます。

3. 対応について

落丁した部分を含め、当該冊子は下記リンク先にて内容をご確認いただけます。また、正しい冊子をご希望されるお客さまにおかれましては、当社または取扱代理店までご連絡願います。（なお、落丁した冊子をお持ちの場合でも、補償内容への影響は全くございません。）

[自由診療保険メディコム「ご契約のしおり／普通保険約款および特約集」](#)

以上